

開示請求 受付早見表

本人の区分		請求できる内容	請求できる者	確認(必要)書類		備考
				窓口請求	郵送請求	
本人	本人	自己を本人とする保有個人情報	本人	1 請求者の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証ほか	1 請求者の本人確認書類の写し マイナンバーカード、運転免許証ほか 2 請求者の住民票の写し	住民票の写しは、30日以内作成の原本
法定代理人	未成年者 成年被後見人	当該未成年者または成年被後見人を本人とする保有個人情報	未成年者の法定代理人 成年被後見人等	1 請求者の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証ほか 2 法定代理人の資格を証明する書類 戸籍謄本、戸籍抄本、成年被後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書(家事事件手続法(平成23年法律第52号)第47条)等(原本)	1 請求者の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証ほか 2 請求者の住民票の写し 3 法定代理人の資格を証明する書類 戸籍謄本、戸籍抄本、成年被後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書(家事事件手続法(平成23年法律第52号)第47条)等(原本)	住民票の写しは、30日以内作成の原本 法定代理人の資格を証する書類は、30日以内作成の原本
任意代理人	任意代理人を指定した本人	委任状等で任意代理人に付与された権限の範囲内の本人の保有個人情報	委任された者	1 請求者の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証ほか 2 任意代理人の資格を証明する委任状 3 <2に実印を押すとき> 印鑑登録証明書 <2に実印を押さないとき> 本人(委任者)の運転免許証またはマイナンバーカード等のコピー	1 請求者の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証ほか 2 請求者の住民票の写し 3 任意代理人の資格を証明する委任状 4 <3に実印を押すとき> 印鑑登録証明書 <3に実印を押さないとき> 本人(委任者)の運転免許証またはマイナンバーカード等のコピー	住民票の写しは、30日以内作成の原本 委任状は、30日以内作成の原本
			委任された者 ※弁護士等に委任する場合(弁護士等が自宅の住所を委任者に知られてもよいと考える場合には上段参照。)	1 請求者の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証ほか 2 任意代理人の資格を証明する委任状(弁護士事務所、保険会社事業所等の住所) 3 <2に実印を押すとき> 印鑑登録証明書 <2に実印を押さないとき> 本人(委任者)の運転免許証またはマイナンバーカード等のコピー 4 弁護士証等(顔写真付きが望ましい)	1 請求者の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証ほか 2 請求者の住民票の写し 3 任意代理人の資格を証明する委任状(弁護士事務所、保険会社事業所等の住所) 4 <3に実印を押すとき> 印鑑登録証明書 <3に実印を押さないとき> 本人(委任者)の運転免許証またはマイナンバーカード等のコピー 5 弁護士証等(顔写真付きが望ましい)	住民票の写しは、30日以内作成の原本 委任状は、30日以内作成の原本